

## 都市整備局ホームページバナー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市広告掲載要綱に定めるもののほか、都市整備局ホームページに掲載するバナー広告の取扱いについて必要な事項を定める。

(広告の規格等)

第2条 規格、掲載位置、掲載期間、広告料及び選定方法等は、別途募集要項に記載する。

(広告掲載希望者の募集)

第3条 広告掲載希望者の募集は、都市整備局ホームページ等で行う。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告掲載については、これを承認しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- (2) 消費者金融
- (3) 商品先物取引に関するもの
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引。ただし、特定商取引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者を除く。
- (10) 結婚相談所または交際紹介業
- (11) 探偵事務所、興信所等の調査会社
- (12) いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
- (13) 公共機関または行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている企業等
- (14) 市税を滞納している事業者

(掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (6) 国内世論が大きく分かれているもの
- (7) 社員等の人材募集を主たる内容とするもの
- (8) 特定の不動産に関するもの
- (9) その他、都市整備局長が不相当と認めるもの

(広告掲載の申込)

第6条 広告掲載希望者は、都市整備局ホームページバナー広告掲載申込書(第1号様式)により、指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の可否決定)

第7条 第4条及び第5条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 広告掲載の可否を決定したときは、その結果等について申込者に広告掲載可否決定通知書(第2号様式)により通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告主は、広告原稿を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告料)

第9条 広告料については、類似広告の市場価格等を勘案し、決定する。

- 2 広告料は指定期日までに一括前納を原則とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 広告料について、特別の事情があると認められる場合については、これを減免することができる。

( 広告料の返還 )

第 10 条 徴収した広告料は還付しない。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を還付することができる。

( 広告掲載の取消 )

第 11 条 次の各号に該当する場合には、広告主又は広告取扱者への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- ( 1 ) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- ( 2 ) 指定する期日までに広告原稿がないとき
- ( 3 ) その他必要と認めるとき

( 広告掲載の取下 )

第 12 条 広告主又は広告取扱者が、書面による申し出により広告掲載取り下げた場合、納付済みの広告料は還付しない。

( 広告主の責務 )

第 13 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。  
2 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

( リンク先 )

第 14 条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の 1 週間前までに担当部署に連絡するものとする。

附則

この要領は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。